

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第92号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「若しくは第10号の2」を「第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第7条の見出し中「様式」を「有効期限」に改め、同条第1項を削り、同条第2項本文中「受給者証」を「条例第3条第2項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）」に、「とし、8月1日に更新する」を「とする」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 市長は、職権により調査し、受給者が引き続き対象者の要件に該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の更新をするものとする。

第7条第4項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前2項の規定による更新がされたときは、新たな受給者証は、8月1日からその効力を生じる。

第8条各号列記以外の部分中「前条第3項」を「前条第2項」に、「でない」と認定した」を「であると認定しないこととした」に改め、同条第3号中「でない」と認定した」を「であると認定しないこととした」に改める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第5条第2項第1号の規定は、令和8年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)